# 豊川市介護保険関係事業者連絡協議会会則

（名称）

第１条　この会は、豊川市介護保険関係事業者連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、要介護者などの心身の状況にふさわしい、質の高い介護サービスを提供するための方策について調査・研究し、実施することによって、会員等との意思統一及び協調関係を樹立し、利用者への適切なサービス提供を行い、自立した生活の支援を図るとともに、豊川市地域包括ケアネットワークの一翼を担うことにより、介護保険事業計画、豊川市高齢者福祉計画及び豊川市地域福祉計画の推進に資することを目的とする。

（事業内容）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（1）介護保険制度に関する情報の収集及び提供

（2）介護サービスの提供等、利用手続きに関する研究

（3）介護サービスの提供が困難な場合の対応に関する研究

（4）利用者からの苦情に関する対応の研究

（5）介護支援専門員等の資質向上のための研修

（6）介護保険事業者間の連絡調整

（7）その他、介護サービス提供等に関する必要な事項

（会員の範囲）

第４条　会員とは、介護保険事業を行い、介護保険事業所番号を有しているもののうち、第２条の目的に賛同し、入会したものをいう。

２　本会の会員となる資格を有するものは、次のとおりとする。

（1）豊川市に事業所を有するもの

（2）今後豊川市に事業所の開設を予定しているもの

（3）豊川市に事業所を有しないが、豊川市域の介護保険利用者を有しているもの

３　前項第１号及び第２号に規定する資格を有しなくなった事業所は速やかに退会を行う。また前項第３号に規定する資格を有しなくなった事業所は、６ヶ月間その状態が継続した場合に退会を行う。

（協議会運営審議会の設置）

第５条　協議会の適正な運営を図るため、協議会運営審議会(以下「審議会」という)を置く。

（審議会委員）
第６条　審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、１３名とし、第11条に規定する役員及び第16条第２項により選任された部会長をもって組織する。
２　委員が会員の資格を失ったときは、委員の職を失う。
（審議会の招集）
第７条　審議会は、会長が招集する。
２　委員の定数の３分の１以上の者から会議に付すべき事件を示して審議会の招集の請求があるときは、会長は審議会を招集しなければならない。
（審議会の議長）
第８条　審議会に議長を置き、会長をもってこれに充てる。
２　議長は、審議会の会議を総理する。
３　議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副会長がその職務を行う。
（審議会の議事）
第９条　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
２　審議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（審議会の権限）
第10条　次に掲げる事項は、審議会の議決を経なければならない。
(1) 会則の制定及び改廃
(2) 毎事業年度の予算及び決算
(3) その他協議会の事業に関する重要事項
２　前項に定める事項のほか、審議会は、会長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について会長に建議することができる。
（役員）
第11条　協議会に次の役員を置く。選出方法は内規に基づいて行う。
(1) 会長　　１名
(2) 副会長　　１名
(3) 理事　　３名
(4) 監事　　２名
２　会長は、役員の互選によって決定し、これを充てる。
３　副会長、監事は、会長が役員のうちから選任する。
４　役員の任期は、１年間とし再任は妨げない。ただし、役員に欠員を生じたためあらたに選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（理事会の設置）
第 12 条　協議会に理事会を置き、役員をもって組織する。
（理事会の招集）
第 13 条　理事会は、会長がこれを招集し、その議長となる。
(理事会の決定事項)
第 14 条　次に掲げる事項は、理事会において決定する。
(1) 審議会の招集及び審議会への議案提出
(2) 事業運営の具体的方針
(3) その他業務の執行に関する事項で、理事会において必要と認める事項
(理事会の議事)
第 15 条　理事会の議事については、第 9 条の規定を準用する。
（部会）
第 16 条　協議会に、特別の事項を協議、又は研究するために、各団体の実務者からなる、次の部会を置く。運営方法については、別に協議会部会運営規程（以下「運営規程」という。）に定める。
(1) 訪問介護・訪問入浴介護部会
(2) 訪問看護・訪問リハビリ部会
(3) 通所介護・通所リハビリ部会
(4) 福祉用具部会
(5) 居宅介護・介護予防支援部会
(6) 介護保険施設部会
2　部会には、それぞれ部会長を置き、部会長は各部会に属する実務者の互選により選任されるものとする。
3　部会長の任期は、1 年間とし再任は妨げない。ただし、部会長に欠員を生じたためあらたに選任された部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
4　部会長の他、部会役員を置く。詳細は別に運営規程に定める。
（部会の開催）
第 17 条　部会は、部会長が招集する。
（部会の決定事項）
第 18 条　次に掲げる事項は、部会において決定する。
(1) 審議会への議案提出
(2) その他部会において必要と認める事項
2　決定は、部会役員会にて行う。詳細は別に運営規程に定める。

（担当者会）

第 19 条　各団体の事業所担当者による担当者会を開催する。開催については、理事会で定められた回数のほか、必要に応じて研修会などの臨時会を開催することができる。

２　担当者会では、市、公共団体、地域包括支援センター並びに各事業所等からの情報提供・交換を実施する。

（事務局）

第 20 条　協議会の事務局は、豊川市社会福祉協議会内に置く。

２　協議会の庶務は、豊川市社会福祉協議会において処理する。

（顧問）

第 21 条　協議会に顧問を置くことができる。

（経費）

第 22 条　協議会の経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

（会費）

第 23 条　協議会の会費は、1 事業所年 2,500 円とし、6 月末までに納入する。ただし、年度の途中で退会した場合でも返還しないものとする。

２　年度途中の入会については、納入依頼通知の発行日から１ヶ月以内に納入を行う。

（事業年度）

第 24 条　協議会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年の３月３１日をもって終了するものとする。

（その他）

第 25 条　この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、審議会にて決定し、これを定める。

附　則

この会則は、平成１２年３月２２日から施行する。

附　則

この会則は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成１６年１０月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成２２年２月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成２９年８月１日から施行する。

附　則

この会則は、令和５年４月１日から施行する。

協議会役員選出内規

会則第 11 条に基づく役員の選出は、次のとおりとする。

1　同系の事業種で構成する各部会の事業者から、管理者たる役員をそれぞれ次のとおり選出する。

①　訪問介護・訪問入浴介護部会（訪問介護・訪問入浴介護）

②　訪問看護・訪問リハビリ部会（訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導）

③　通所介護・通所リハビリ部会（通所介護・通所リハビリテーション）

④　福祉用具部会（福祉用具・住宅改修）

⑤　居宅介護・介護予防支援部会（居宅介護・介護予防支援）

⑥　介護保険施設部会（老人福祉施設・老人保健施設・療養型医療施設・短期入所施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入所者生活介護）

⑦　事務局

2　再任は、おおむね連続 2 回を限度とし、任期満了をもって退任する場合の次年度役員は、別法人から選出するものとする。

3　次年度役員は、原則として退任者が後任役員を推薦する。